

大館市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増加を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者の自立の促進に資することを目的とする。

2 調達方針の適用範囲

この方針は、大館市が発注するすべての物品又は役務（以下「物品等」という。）について適用する。

3 調達方針の対象となる障害者就労施設等

この方針の対象となる障害者就労施設等は、法第2条第2項から第4項に規定する別紙1に掲げる障害者就労施設等とする。

4 調達する物品等

この方針の対象となる物品等は、別紙2のとおりとする。

（別表に記載のないものであっても、市が調達可能な物品等であれば対象とする。）

5 物品等の調達目標

この方針の目的に沿うために、前年度の調達実績額を上回ることを目標とする。

6 調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

- (1) 障害者就労施設等が提供可能な物品等についての情報を収集し、各部署へ情報提供を行う。
- (2) 各部署は、(1)の情報に基づき、可能な限り障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。
- (3) 障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、地方自治法施行令及び大館市財務規則による随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、毎会計年度終了後に市ホームページ等で公表する。

8 調達方針の担当窓口

この方針の担当窓口は、福祉部福祉課障害福祉係とする。

9 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。